

松本市EVカーシェアリング事業に関する契約

仕様書

1 事業名

松本市E Vカーシェアリング事業に関する契約

2 事業目的

松本市（以下「発注者」という。）は、2050ゼロカーボンシティを表明するとともに、2030年までに温室効果ガスの排出量を2013年度比で51%削減することを目標としている。その具体的な取組みの一つとして、ハイブリッド車に比べても温室効果ガス排出量が少ない電気自動車（以下「E V」という。）の普及促進を重点施策として位置付けている。

E Vの普及促進においては、市が率先してE Vを導入・活用する姿勢を市域全体に示すとともに、市民にとってE Vがより身近に利用できる仕組みが必要であることから、松本市役所本庁舎敷地内に2台の電気自動車（以下「E V」という。）を設置し、平日日中は公用車、平日夜間と休日は地域住民や観光客等が利用可能なカーシェアリング事業を実施する。

公用車としてだけでなく、市民や観光客等が利用可能なE Vを整備することで、温室効果ガスの排出削減を図るとともに、自動車購入を検討している人にとって、本事業がE V試乗車的な役割を果たし、E V購入に向けた動機付けとなることで、E V普及の加速化を図ることを目的とする。

3 事業期間

契約締結から令和12年3月31日までとする。ただし、以下のとおり事業準備期間と事業運用期間を設定する。

(1) 事業準備期間：契約締結から令和7年3月31日まで

ア 受注者は、事業準備期間内にE Vその他E Vカーシェアリング事業の実施に必要な設備等を全て導入し、事業運用が可能な状態にすること。

イ 発注者の責に帰する事由及び社会情勢、災害等の不可抗力事由により本期間内に事業運用が可能な状態とすることができない場合は、別途協議とする。

(2) 事業運用期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）

ア 受注者にてE Vカーシェアリング事業を実施

イ E Vその他E Vカーシェアリング事業の実施に必要な設備等のリース期間と同期間とする。

4 事業実施場所

松本市役所敷地内（松本市丸の内3番7号）で、事業のPRや利便性の面から効果が認められる場所

5 事業内容

(1) 車両の調達・E Vカーシェアリング運用管理・サポート業務

平日（午前8時00分から午後6時00まで）は公用車として、平日（午後7時00分から翌日午前7時00分まで）及び土日祝日は市民・民間事業者・観光客等が利用可能な車両として運用できるE Vを調達する。

ア 調達するE Vの台数は2台とする。

イ 調達するE Vは、環境に配慮し、事故を軽減させるための先進的な安全装置が装備され、外部へ

の電力供給が可能なものとする。

ウ 調達するEVに対し、市の脱炭素施策の一環として実施するカーシェアリング事業であることをPRし、かつ市民等が積極的に利用したくなるようなラッピングを施すこと。なお、ラッピングについては原則としてフルラッピングとし、内容の詳細については発注者と協議の上決定するものとする。

エ 市民・民間事業者・観光客等とのシェアリングを実施するにあたり、車両の施錠・開錠や利用者用の予約管理、車両管理及び利用者情報管理等に係るカーシェアリングシステムを導入する。

オ 前項と連動したEV利用料金の精算に係るシステムを導入する。

(ア) 支払い方法はアプリ等によるシステム内での決済とし、現金ではなく電子マネーやクレジットカード決済等によるものとする。

(イ) 個人情報の取り扱いについては特に注意し、利用アプリ内等で同意を得るような仕組みとする。

カ EVの利用に係るトラブルや問合せ等に対する利用者へのサポート業務を行い、迅速に対応に当ること。

キ EVの充電に関し、車両に充電器を接続した際、その後の車両予約状況や蓄電残量等の情報を基に、最適な充電を行うようなエネルギーマネジメント機能を有するシステムとすること。

(2) 駐車場整備事業

以下ア～エに示す、EVカーシェアリング事業の運用に必要な駐車場の整備等を実施する。

ア 充電器の設置を含むEV用充電ステーションの整備

イ 実施場所近傍におけるEV駐車場への誘導看板の設置

ウ カーシェアリング用EV駐車場と一目でわかる舗装・ペイント等の実施

エ 上記の他、カーシェアリング用駐車場の整備に必要な事項の実施

(3) 広報・PR事業

EVカーシェアリングを通じ、市民等への脱炭素・地球温暖化対策への意識啓発及び観光利用の提案等について、下記項目を全て実施すること。

ア EVカーシェアリングの周知・定着に向けた広報・PR活動等の実施

イ EVカーシェアリングの利用状況の把握及び分析を基にした業務改善提案につながるデータ収集の実施

ウ その他広報・PR等の事業に必要な事項の実施

(4) 車両等の管理業務

ア 保守点検、維持管理として、定期点検、法定点検、車検整備など、安全走行に必要な点検及び修理を行う。

イ 定期的な車両の洗車、車内清掃等のメンテナンスを行う。

ウ 冬季期間においてはスタッドレスタイヤへの換装を行う。なお、実施時期については発注者と協議すること。

エ 車両に関する保険（任意保険、自賠責保険など）に加入する。

オ ア～エに係る費用及び自動車税や自動車重量税に係る費用を負担すること。

(5) 利用状況及びその効果に関する報告業務

次の項目について、データの収集および分析を行い、発注者へ定期的に報告すること。

- ア カーシェアの利用回数及び利用者数
- イ 車両の走行距離、稼働時間
- ウ 温室効果ガス排出量の削減効果の算出

(6) 実施体制の整備

- ア (1)～(5)の運用に必要な実施体制の整備を行うこと。
- イ 業務実施体制図を作成し、発注者に提出すること。

(7) 図面の作成

駐車スペース、充電設備の設置等に係る図面（平面図、立面図、電気設備図等）の作成を行い、発注者に提出すること。詳細は本仕様書 8(5)によるものとする。

6 支払方法

支払いは半年毎（総支払回数 10 回）の均等払いとし、上半期（4～9 月）分は 9 月に、下半期（10～翌年 3 月）分は 3 月に、それぞれ請求するものとする。

なお各回の支払額に 1 円未満の端数が生じる場合、この端数は初回分に加えて支払うものとする。

7 協力事項

事業運用期間において、松本市内で地震災害、風水害その他の災害又はこれに準ずる不可抗力事由等（以下「災害等」という。）による大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、カーシェアリング車両から公共施設等への電力の供給（以下「給電業務」という。）を目的とした EV 車両の貸与について、以下のとおり必要に応じて協力するものとする。

- (1) 災害等による大規模停電が発生し、又は発生のおそれがある場合において、給電業務のために EV が必要なときは、発注者は受注者に対し、書面により EV の貸与等の協力を要請することができるものとする。ただし、書面による要請の時間的余裕がない場合は、口頭での要請ができるものとし、書面については後日提出するものとする。
- (2) 受注者は、発注者より前項による要請を受けた際は、当該要請に対し可能な限り協力をするものとする。
- (3) 前項に基づく場合、受注者は、発注者に EV を無償で貸与し、給電業務のために EV を使用させるものとする。
- (4) 貸与開始日は、受注者が、EV の予約状況等を考慮して指定するものとし、貸与期間は最大 3 日間とする。ただし、貸与期間終了後に発注者が必要と認める場合は、協議の上、貸与期間を延長できるものとする。
- (5) 受注者は、前項に規定する貸与期間終了後、この旨を受注者に報告し、遅滞なく EV を受注者に返還するものとする。
- (6) 受注者は、貸与された EV を受注者の従業員以外に使用させないものとし、給電業務のために EV を移動させた場合は、受注者の責任において、所定の位置に戻すものとする。

8 その他条件等

- (1) 事業の実施・運用にあたり、各種法令の規定に基づく届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁等にて必要な手続きを行うこと。
- (2) 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障が生じない計画とすること。
- (3) 事業準備期間中の安全対策・施設管理者及び近隣住民等との調整等は、受注者において十分に行うこと。
- (4) 事業準備期間完了時には、発注者の確認を受けること。
- (5) 事業準備期間完了時には、以下の資料を2部作製し、発注者に引き渡すこと。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにオリジナルCADデータ（DWG、JWW、DXF形式に限る。）も提出すること。
 - ア 完成図面製本（二つ折り製本A2版及びA4版）
 - イ 完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書）
 - ウ 施工記録（施工写真及び施工管理記録及び試験成績書及び各種許認可書の写し等）
- (6) 受注者は、設備に漏電、地絡、短絡等の電気事故が発生した場合に、施設に影響が及ばないよう、保護継電器等の装置を設けること。
- (7) 事業者は、国等の補助事業を活用することができる。
- (8) 発注者が保有する資料について、受注者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、発注者の判断において貸与するものとする。

貸与を受ける場合、受注者は貸与資料の目録を作成するとともに、発注者が指定した期限までに全貸与資料を返却すること。
- (9) 受注者は、業務上知り得た内容、情報等を、発注者の許可なく第三者に漏洩してはならない。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。

9 担当

環境・地域エネルギー課 温暖化対策エネルギー担当 技師 田名部 潤
(TEL: 0263-34-3268 FAX: 0263-34-3202)

以上